

岡山県公報					
発行 岡山県					
目次		担当課（室）			
〇 岡山県恩給給与細則の一部を改正する規則 【規則】 〇 岡山県鳥獣保護管理員設置規則の一部を改正する規則 〇 岡山県森林保護巡視員設置規則を廃止する規則 （以上県例規集登載） 【告示】 〇 精神通院医療を担当する医療機関の指定 〇 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 〇 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 〇 知事指定薬物の指定の失効 〇 土地改良事業計画の変更の認可 〇 保安林の指定施業要件の変更予定 〇 " " 〇 " " 〇 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧		人事課 鳥獣害対策室 治山課 健康推進課 " " 医薬安全課 耕地課 治山課 " " 水産課			
〇 道路の区域変更 〇 道路の供用開始 〇 海岸保全区域の指定 〇 " " 〇 港湾隣接地域の指定 【公告】 〇 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 〇 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〇 " " 【人事委員会】 〇 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 〇 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【選挙管理委員会】 〇 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 【公安委員会】 〇 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		道路整備課 " 港湾課 " " " 経営支援課 都市計画課 建築指導課 " " 人事委員会 " 選挙管理委員会 警務課			

◎岡山県規則第十六号

岡山県恩給給与細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県恩給給与細則の一部を改正する規則

岡山県恩給給与細則（昭和二十八年岡山県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削る。

別記第四十七号書式中「~~第8号~~」を「~~第7号~~」に改める。

別記第四十九号書式及び第五十号書式を次のように改める。

~~第四十九号書式及び第五十号書式~~ 削除

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十七号

岡山県鳥獣保護管理員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県鳥獣保護管理員設置規則の一部を改正する規則

岡山県鳥獣保護管理員設置規則（昭和三十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「毎月十日までに前月分の」を削る。

本則に次の一条を加える。

（その他）

第六条 この規則に定めるもののほか、鳥獣保護管理員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十八号

岡山県森林保護巡視員設置規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県森林保護巡視員設置規則を廃止する規則

岡山県森林保護巡視員設置規則（昭和四十九年岡山県規則第二十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年三月十日

指定した医療機関

名称

児島ハープ薬局

所在地

倉敷市児島阿津一―七―二二

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

令和二年三月一日

◎岡山県告示第百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人児島第一診療所

倉敷市児島味野一―一四―二〇

令和二年三月一日

◎岡山県告示第百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

児島ハープ薬局

倉敷市児島阿津一―七―三二

令和二年二月二十九日

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 メチルⅡⅡーⅠー（四ーフルオロブチル）ーⅠHーインダゾールー三ーカルボキサミドⅠー三・三ージメチルブタノアート（通称名四FーMDMBーBINACA）及びその塩類

2 NーⅠー（二ーフェニルエチル）ピペリジンー四ーイルⅠーNーフェニルペンタンアミド（通称名Valerylfeentanyl）及びその塩類

3 （ハR）ーⅠーアセチルーN・Nージエチルー六ーメチルー九・十ージデヒドロエルゴリンー八ーカルボキサミド（通称名ALDー五二、ーAceetylーLS D）及びその塩類

4 ーⅠ（一・三ーベンゾジオキソールー五ーイル）ーⅡ（ブチルアミノ）ペンタノーⅠオン（通称名NーButylpentylone）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和二年三月九日

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

北七区6条2

農業用排水施設

北七区8条

〃

三 認可年月日

令和二年二月二十六日

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

久米郡美咲町飯岡字矢谷東平一六九四の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

久米郡美咲町飯岡字倉見山一六九六の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山市東区宝伝三七三〇―二

豊田 次郎

岡山市東区久々井一五五八

伊加 昭一

二 加入区

朝日

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

朝日漁業協同組合

四 縦覧期間

令和二年三月十日から同月二十四日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 馬橋平福線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
美作市平福字池尻九三四番地先から 美作市平福字音田東五四八番一地先まで	新	一一・五〇 四三・六	二七五・〇
美作市平福字池尻九三四番地先から 美作市平福字音田東五四八番一地先まで	旧	三・六〇 二三・二	二七五・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 上二ヶ小鎌線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
久米郡久米南町上二ヶ字七反田三三七番 地先から	新	五・八〇	六五・〇

久米郡久米南町上二ケ字立田三三四番一 地先まで	久米郡久米南町上二ケ字七反田三三七番 地先から
久米郡久米南町上二ケ字立田三三四番一 地先まで	久米郡久米南町上二ケ字七反田三三七番 地先から
旧	九・〇 三〇・四
六五・〇	二二・五

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	上二ヶ小鎌線	久米郡久米南町上二ヶ字七反田三三七番地先から 久米郡久米南町上二ヶ字立田三二一番三地先まで	令和二年三月十日

◎岡山県告示第百二十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備前県民局建設部工務第二課において一般の縦覧に供する。

なお、昭和四十一年岡山県告示第百九十一号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。
令和二年三月十日

岡山県知事 伊原 隆 太

海岸名	区 域
岡山県岡山沿岸 牛窓港海岸緩浦 地区海岸保全区 域 (延長2,398m 方位 真北)	基 点 1 から基点62までを順次結んだ線，基点62と補助点12を結んだ線，補助点12から補助点 1 までを順次結んだ線及び補助点 1 と基点 1 を結んだ線により囲まれた区域のうち，基点63から基点69まで順次結んだ線及び基点69と基点63を結んだ線により囲まれた区域を除いた区域。 基 点 1 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」（北緯34° 37′ 34″ 1316，東経134° 09′ 22″ 6830）から191° 50′ 30″ 7419の方向へ距離1,185.249mの地点 基 点 2 基点 1 から 95° 59′ 59″ 978の方向へ距離 6.000mの地点 基 点 3 基点 2 から180° 00′ 0″ 000の方向へ距離 15.000mの地点 基 点 4 基点 3 から105° 00′ 0″ 022の方向へ距離 25.000mの地点 基 点 5 基点 4 から 91° 59′ 59″ 968の方向へ距離 15.000mの地点 基 点 6 基点 5 から 71° 59′ 59″ 996の方向へ距離148.000mの地点

基点7 の地点	基点6から	39° 59′ 59″	992の方向へ距離	64.000m
基点8 の地点	基点7から	45° 30′ 0″	036の方向へ距離	21.000m
基点9 の地点	基点8から	51° 00′ 0″	009の方向へ距離	23.000m
基点10 の地点	基点9から	60° 59′ 59″	982の方向へ距離	38.000m
基点11 の地点	基点10から	70° 29′ 59″	999の方向へ距離	45.000m
基点12 の地点	基点11から	87° 59′ 59″	991の方向へ距離	43.000m
基点13 の地点	基点12から	90° 00′ 0″	000の方向へ距離	135.000m
基点14 の地点	基点13から	102° 50′ 23″	921の方向へ距離	35.290m
基点15 の地点	基点14から	100° 14′ 38″	081の方向へ距離	37.643m
基点16 の地点	基点15から	8° 26′ 14″	567の方向へ距離	42.684m
基点17 の地点	基点16から	355° 48′ 29″	481の方向へ距離	42.483m
基点18 の地点	基点17から	87° 10′ 24″	842の方向へ距離	29.334m
基点19 の地点	基点18から	96° 58′ 43″	813の方向へ距離	25.283m
基点20 の地点	基点19から	100° 00′ 0″	011の方向へ距離	6.000m
基点21 の地点	基点20から	102° 29′ 59″	820の方向へ距離	8.500m

基点22 の地点	基点21から103° 30′ 0″ 007の方向へ距離157.620m
基点23 の地点	基点22から195° 39′ 49″ 637の方向へ距離73.769m
基点24 の地点	基点23から286° 03′ 17″ 384の方向へ距離98.498m
基点25 の地点	基点24から195° 09′ 14″ 634の方向へ距離15.136m
基点26 の地点	基点25から105° 08′ 27″ 785の方向へ距離94.414m
基点27 の地点	基点26から107° 44′ 40″ 702の方向へ距離11.504m
基点28 の地点	基点27から113° 04′ 48″ 678の方向へ距離20.542m
基点29 の地点	基点28から124° 12′ 56″ 545の方向へ距離15.900m
基点30 の地点	基点29から114° 05′ 43″ 686の方向へ距離75.656m
基点31 の地点	基点30から122° 31′ 25″ 063の方向へ距離48.878m
基点32 の地点	基点31から140° 07′ 23″ 466の方向へ距離42.935m
基点33 の地点	基点32から146° 01′ 14″ 698の方向へ距離34.302m
基点34 の地点	基点33から141° 30′ 11″ 828の方向へ距離57.775m
基点35 の地点	基点34から142° 04′ 34″ 017の方向へ距離35.961m
基点36 の地点	基点35から152° 05′ 26″ 495の方向へ距離21.825m

基点37 の地点	基点36から152° 02′ 10″ 936の方向へ距離 30.973m
基点38 の地点	基点37から 71° 13′ 19″ 051の方向へ距離 6.697m
基点39 の地点	基点38から141° 41′ 1″ 469の方向へ距離 33.580m
基点40 の地点	基点39から133° 48′ 41″ 261の方向へ距離 43.232m
基点41 の地点	基点40から 71° 51′ 37″ 887の方向へ距離 5.355m
基点42 の地点	基点41から102° 40′ 49″ 682の方向へ距離 3.009m
基点43 の地点	基点42から122° 58′ 10″ 013の方向へ距離 3.237m
基点44 の地点	基点43から143° 37′ 34″ 131の方向へ距離 16.954m
基点45 の地点	基点44から140° 53′ 18″ 990の方向へ距離 20.190m
基点46 の地点	基点45から134° 13′ 52″ 348の方向へ距離 12.119m
基点47 の地点	基点46から130° 13′ 35″ 076の方向へ距離 12.277m
基点48 の地点	基点47から106° 32′ 18″ 075の方向へ距離 22.112m
基点49 の地点	基点48から 94° 50′ 22″ 951の方向へ距離 15.654m
基点50 の地点	基点49から 96° 18′ 6″ 386の方向へ距離 15.329m
基点51 の地点	基点50から106° 06′ 35″ 307の方向へ距離 5.136m

基点52 の地点	基点51から 76° 52′ 37″ 062の方向へ距離 23.688m
基点53 の地点	基点52から 60° 53′ 42″ 948の方向へ距離 14.079m
基点54 の地点	基点53から 54° 48′ 53″ 184の方向へ距離 21.568m
基点55 の地点	基点54から 52° 28′ 17″ 651の方向へ距離 22.068m
基点56 の地点	基点55から 40° 40′ 6″ 226の方向へ距離 20.426m
基点57 の地点	基点56から 74° 30′ 25″ 214の方向へ距離 45.007m
基点58 の地点	基点57から 79° 24′ 17″ 843の方向へ距離 18.605m
基点59 の地点	基点58から 101° 58′ 51″ 444の方向へ距離 37.164m
基点60 の地点	基点59から 107° 31′ 56″ 142の方向へ距離 22.401m
基点61 の地点	基点60から 99° 1′ 31″ 757の方向へ距離 47.521m
基点62 の地点	基点61から 52° 29′ 30″ 900の方向へ距離 31.033m
基点63	岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」(北緯34° 37′ 34″ 1316, 東経134° 09′ 22″ 6830)から160° 34′ 10″ 6183の方向へ距離1,065.497mの地点
基点64 の地点	基点63から 100° 25′ 23″ 518の方向へ距離 65.779m
基点65 の地点	基点64から 189° 49′ 46″ 976の方向へ距離 5.252m

基点66 の地点	基点65から100° 58′ 48″	340の方向へ距離	16.182m
基点67 の地点	基点66から193° 53′ 45″	533の方向へ距離	24.137m
基点68 の地点	基点67から281° 59′ 44″	273の方向へ距離	10.364m
基点69 の地点	基点68から281° 09′ 37″	107の方向へ距離	68.916m
補助点1 の地点	基点1から198° 28′ 4″	469の方向へ距離	52.671m
補助点2 の地点	基点4から197° 55′ 30″	694の方向へ距離	41.888m
補助点3 の地点	基点6から153° 56′ 57″	860の方向へ距離	52.289m
補助点4 の地点	基点11から174° 17′ 33″	883の方向へ距離	51.831m
補助点5 の地点	基点15から197° 29′ 7″	120の方向へ距離	36.851m
補助点6 の地点	基点25から149° 54′ 26″	825の方向へ距離	73.372m
補助点7 の地点	基点28から202° 58′ 32″	892の方向へ距離	48.416m
補助点8 の地点	基点31から229° 25′ 6″	050の方向へ距離	49.955m
補助点9 の地点	基点35から233° 34′ 47″	283の方向へ距離	50.312m
補助点10 の地点	基点48から187° 04′ 8″	364の方向へ距離	42.531m
補助点11 の地点	基点58から184° 47′ 7″	096の方向へ距離	53.117m

	補助点12 基点62から168° 25′ 45″ 069の方向へ距離 54.220m の地点
--	---

◎岡山県告示第百二十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。その関係図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備前県民局建設部工務第二課において一般の縦覧に供する。

なお、昭和四十三年岡山県告示第九十九号（海岸保全区域の指定および廃止）は、廃止する。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

海岸名	区 域
岡山県岡山沿岸牛窓港海岸紺浦地区海岸保全区域 (延長1,588m 方位 真北)	基点1から基点58までを順次結んだ線、基点58と補助点5を結んだ線、補助点5から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域。 基点1 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」（北緯34° 37′ 34″ 1316, 東経134° 09′ 22″ 6830）から214° 38′ 17″ 3144の方向へ距離1,604.662mの地点 基点2 基点1から32° 27′ 15″ 063の方向へ距離 3.096mの地点 基点3 基点2から30° 04′ 34″ 412の方向へ距離 28.858mの地点 基点4 基点3から28° 02′ 41″ 891の方向へ距離 6.014mの地点 基点5 基点4から22° 03′ 32″ 756の方向へ距離 5.798mの地点 基点6 基点5から18° 04′ 1″ 616の方向へ距離 8.112mの地点 基点7 基点6から10° 33′ 41″ 145の方向へ距離 5.171m

の地点		基点7から	8° 05′ 0″	088の方向へ距離	16.218m
の地点		基点8から	11° 34′ 9″	065の方向へ距離	17.672m
の地点		基点9から	17° 15′ 29″	556の方向へ距離	4.582m
の地点		基点10から	23° 17′ 55″	634の方向へ距離	13.083m
の地点		基点11から	19° 00′ 11″	600の方向へ距離	10.290m
の地点		基点12から	15° 03′ 52″	550の方向へ距離	5.737m
の地点		基点13から	11° 49′ 8″	150の方向へ距離	6.277m
の地点		基点14から	9° 35′ 43″	132の方向へ距離	21.750m
の地点		基点15から	7° 42′ 19″	772の方向へ距離	14.579m
の地点		基点16から	5° 35′ 26″	922の方向へ距離	8.564m
の地点		基点17から	27′ 17″	259の方向へ距離	10.113m
の地点		基点18から	43′ 17″	482の方向へ距離	15.284m
の地点		基点19から	18′ 16″	020の方向へ距離	13.517m
の地点		基点20から	39′ 18″	993の方向へ距離	8.494m
の地点		基点21から	30′ 33″	255の方向へ距離	7.877m

基点23 の地点	基点22から	336°	53′	35″	961の方向へ距離	6.994m
基点24 の地点	基点23から	332°	16′	8″	541の方向へ距離	16.771m
基点25 の地点	基点24から	331°	00′	10″	166の方向へ距離	31.904m
基点26 の地点	基点25から	330°	07′	22″	284の方向へ距離	25.548m
基点27 の地点	基点26から	350°	42′	40″	546の方向へ距離	4.092m
基点28 の地点	基点27から	352°	25′	33″	016の方向へ距離	25.066m
基点29 の地点	基点28から	357°	03′	43″	898の方向へ距離	6.180m
基点30 の地点	基点29から	336°	59′	22″	676の方向へ距離	3.408m
基点31 の地点	基点30から	312°	38′	4″	708の方向へ距離	7.990m
基点32 の地点	基点31から	80°	38′	22″	346の方向へ距離	83.761m
基点33 の地点	基点32から	78°	46′	5″	813の方向へ距離	13.296m
基点34 の地点	基点33から	73°	40′	1″	832の方向へ距離	7.069m
基点35 の地点	基点34から	56°	01′	14″	913の方向へ距離	3.902m
基点36 の地点	基点35から	37°	16′	43″	113の方向へ距離	25.008m
基点37	基点36から	32°	35′	54″	766の方向へ距離	105.072m

基点38 の地点	基点37から	302°	35′	54″	766の方向へ距離	11.577 m
基点39 の地点	基点38から	32°	46′	24″	244の方向へ距離	128.768 m
基点40 の地点	基点39から	122°	12′	44″	935の方向へ距離	44.794 m
基点41 の地点	基点40から	209°	40′	13″	512の方向へ距離	84.839 m
基点42 の地点	基点41から	216°	55′	49″	229の方向へ距離	7.644 m
基点43 の地点	基点42から	212°	47′	8″	611の方向へ距離	98.336 m
基点44 の地点	基点43から	212°	58′	48″	992の方向へ距離	90.824 m
基点45 の地点	基点44から	166°	53′	35″	216の方向へ距離	3.144 m
基点46 の地点	基点45から	101°	44′	49″	059の方向へ距離	45.063 m
基点47 の地点	基点46から	33°	30′	37″	363の方向へ距離	82.781 m
基点48 の地点	基点47から	122°	48′	58″	429の方向へ距離	16.264 m
基点49 の地点	基点48から	213°	23′	0″	502の方向へ距離	76.418 m
基点50 の地点	基点49から	101°	44′	49″	059の方向へ距離	49.492 m
基点51 の地点	基点50から	152°	28′	35″	258の方向へ距離	4.713 m
基点52 の地点	基点51から	102°	10′	20″	556の方向へ距離	71.592 m

の地点	基点53 基点52から 15° 17′ 44″ 372の方向へ距離 5.745m の地点
	基点54 基点53から104° 11′ 13″ 626の方向へ距離 21.888m の地点
	基点55 基点54から103° 07′ 29″ 167の方向へ距離120.295m の地点
	基点56 基点55から103° 47′ 16″ 151の方向へ距離182.437m の地点
	基点57 基点56から193° 46′ 8″ 814の方向へ距離 32.983m の地点
の地点	基点58 基点57から 98° 02′ 58″ 328の方向へ距離 61.603m の地点
	補助点1 基点1から 94° 46′ 42″ 266の方向へ距離 89.935m の地点
	補助点2 基点22から 91° 30′ 15″ 550の方向へ距離 67.108m の地点
	補助点3 基点52から210° 58′ 2″ 800の方向へ距離 24.197m の地点
	補助点4 基点57から208° 12′ 11″ 639の方向へ距離 21.437m の地点
の地点	補助点5 基点58から198° 28′ 4″ 789の方向へ距離 52.671m の地点

◎岡山県告示第百二十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾隣接地域を次のとおり指定し、昭和四十一年岡山県告示第五百二十号（港湾隣接地域の指定）は、廃止する。

令和二年三月十日

牛窓港港湾管理者 岡 山 県
代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

牛窓港緩浦地区

(延長 2,398m 方位 真北)

次の1線から63線までの各線と水際線によって囲まれた区域のうち、64線から70線により囲まれた区域を除いた区域

- 1線 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」（北緯3° 37′ 34″ 1316, 東経134° 09′ 22″ 6830）（以下「基点」という。）から191° 50′ 30″ 7419の方向に距離1,185.249mの地点より198° 28′ 04″ 4692の方向に水際線まで引いた線

2線	1線の起点から	95° 59′ 59″ 978	6.000mの地点まで引いた線
3線	2線の終点から	180° 00′ 0″ 000	15.000m "
4線	3線の終点から	105° 00′ 0″ 022	25.000m "
5線	4線の終点から	91° 59′ 59″ 968	15.000m "
6線	5線の終点から	71° 59′ 59″ 996	148.000m "
7線	6線の終点から	39° 59′ 59″ 992	64.000m "
8線	7線の終点から	45° 30′ 0″ 036	21.000m "
9線	8線の終点から	51° 00′ 0″ 009	23.000m "
10線	9線の終点から	60° 59′ 59″ 982	38.000m "
11線	10線の終点から	70° 29′ 59″ 999	45.000m "
12線	11線の終点から	87° 59′ 59″ 991	43.000m "
13線	12線の終点から	90° 00′ 0″ 000	135.000m "
14線	13線の終点から	102° 50′ 23″ 921	35.290m "
15線	14線の終点から	100° 14′ 38″ 081	37.643m "
16線	15線の終点から	8° 26′ 14″ 567	42.684m "

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

17線	16線の終点から	35°	48′	29″	481	42.483m	〃
18線	17線の終点から	87°	10′	24″	842	29.334m	〃
19線	18線の終点から	96°	58′	43″	813	25.283m	〃
20線	19線の終点から	100°	00′	0″	011	6.000m	〃
21線	20線の終点から	102°	29′	59″	820	8.500m	〃
22線	21線の終点から	103°	30′	0″	007	157.620m	〃
23線	22線の終点から	195°	39′	49″	637	73.769m	〃
24線	23線の終点から	286°	03′	17″	384	98.498m	〃
25線	24線の終点から	195°	09′	14″	634	15.136m	〃
26線	25線の終点から	105°	08′	27″	785	94.414m	〃
27線	26線の終点から	107°	44′	40″	702	11.504m	〃
28線	27線の終点から	113°	04′	48″	678	20.542m	〃
29線	28線の終点から	124°	12′	5″	6545	15.900m	〃
30線	29線の終点から	114°	05′	43″	686	75.656m	〃
31線	30線の終点から	122°	31′	25″	063	48.878m	〃
32線	31線の終点から	140°	07′	23″	466	42.935m	〃
33線	32線の終点から	146°	01′	14″	698	34.302m	〃
34線	33線の終点から	141°	30′	11″	828	57.775m	〃
35線	34線の終点から	142°	04′	34″	017	35.961m	〃
36線	35線の終点から	152°	05′	26″	495	21.825m	〃
37線	36線の終点から	152°	02′	10″	936	30.973m	〃
38線	37線の終点から	71°	13′	19″	051	6.697m	〃
39線	38線の終点から	141°	41′	1″	469	33.580m	〃
40線	39線の終点から	133°	48′	41″	261	43.232m	〃
41線	40線の終点から	71°	51′	37″	887	5.355m	〃
42線	41線の終点から	102°	40′	49″	682	3.009m	〃
43線	42線の終点から	122°	58′	10″	013	3.237m	〃
44線	43線の終点から	143°	37′	34″	131	16.954m	〃
45線	44線の終点から	140°	53′	18″	990	20.190m	〃
46線	45線の終点から	134°	13′	52″	348	12.119m	〃

47線	46線の終点から	130°	13′	35″	076	12.277m	〃
48線	47線の終点から	106°	32′	18″	075	22.112m	〃
49線	48線の終点から	94°	50′	22″	951	15.654m	〃
50線	49線の終点から	96°	18′	6″	386	15.329m	〃
51線	50線の終点から	106°	06′	35″	307	5.136m	〃
52線	51線の終点から	76°	52′	37″	062	23.688m	〃
53線	52線の終点から	60°	53′	42″	948	14.079m	〃
54線	53線の終点から	54°	48′	53″	184	21.568m	〃
55線	54線の終点から	52°	28′	17″	651	22.068m	〃
56線	55線の終点から	40°	40′	6″	226	20.426m	〃
57線	56線の終点から	74°	30′	25″	214	45.007m	〃
58線	57線の終点から	79°	24′	17″	843	18.605m	〃
59線	58線の終点から	101°	58′	51″	444	37.164m	〃
60線	59線の終点から	107°	31′	56″	142	22.401m	〃
61線	60線の終点から	99°	1′	31″	757	47.521m	〃
62線	61線の終点から	52°	29′	30″	900	31.033m	〃
63線	62線の終点から	168°	25′	45″	069	〃の方向に水際線まで引いた線	
64線	基点から160° 34′ 10″ 6183の方向に距離1,065.497mの地点より100° 25′ 23″ 518の方向に距離65.779mの地点まで引いた線						
65線	64線の終点から	189°	49′	46″	976	5.252mの地点まで引いた線	
66線	65線の終点から	100°	58′	48″	340	16.182m	〃
67線	66線の終点から	193°	53′	45″	533	24.137m	〃
68線	67線の終点から	281°	59′	44″	273	10.364m	〃
69線	68線の終点から	281°	9′	37″	107	68.916m	〃
70線	69線の終点から64線の起点まで引いた線						

◎岡山県告示第百二十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和二年三月十日

牛窓港港湾管理者 岡 山 県
代表者 岡山県知事 伊 原 木 隆 太

牛窓港紺浦地区

(延長 1,588m 方位 真北)

次の1線から59線までの各線と水際線によって囲まれた区域

1線 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」（北緯3

4° 37′ 34″ 1316, 東経134° 09′ 22″ 6830）から214° 38′ 17″ 3144の方向に距

離1,604.662mの地点より94° 46′ 42″ 2664の方向に水際線まで引いた線

2線	1線の起点から	32° 27′ 15″ 063	3.096mの地点まで引いた線
3線	2線の終点から	30° 04′ 34″ 412	28.858m
4線	3線の終点から	28° 02′ 41″ 891	6.014m
5線	4線の終点から	22° 03′ 32″ 756	5.798m
6線	5線の終点から	18° 04′ 1″ 616	8.112m
7線	6線の終点から	10° 33′ 41″ 145	5.171m
8線	7線の終点から	8° 05′ 0″ 088	16.218m
9線	8線の終点から	11° 34′ 9″ 065	17.672m
10線	9線の終点から	17° 15′ 29″ 556	4.582m
11線	10線の終点から	23° 17′ 55″ 634	13.083m
12線	11線の終点から	19° 00′ 11″ 600	10.290m
13線	12線の終点から	15° 03′ 52″ 550	5.737m
14線	13線の終点から	11° 49′ 8″ 150	6.277m
15線	14線の終点から	9° 35′ 43″ 132	21.750m
16線	15線の終点から	7° 42′ 19″ 772	14.579m
17線	16線の終点から	5° 35′ 26″ 922	8.564m
18線	17線の終点から	356° 27′ 17 259	10.113m
19線	18線の終点から	350° 43′ 17″ 482	15.284m

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

20線	19線の終点から	350° 18′ 16″ 020	13.517m	"
21線	20線の終点から	346° 39′ 18″ 993	8.494m	"
22線	21線の終点から	344° 30′ 33″ 255	7.877m	"
23線	22線の終点から	336° 53′ 35″ 961	6.994m	"
24線	23線の終点から	332° 16′ 8″ 541	16.771m	"
25線	24線の終点から	331° 00′ 10″ 166	31.904m	"
26線	25線の終点から	330° 07′ 22″ 284	25.548m	"
27線	26線の終点から	350° 42′ 40″ 546	4.092m	"
28線	27線の終点から	352° 25′ 33″ 016	25.066m	"
29線	28線の終点から	357° 03′ 43″ 898	6.180m	"
30線	29線の終点から	336° 59′ 22″ 676	3.408m	"
31線	30線の終点から	312° 38′ 4″ 708	7.990m	"
32線	31線の終点から	80° 38′ 22″ 346	83.761m	"
33線	32線の終点から	78° 46′ 5″ 813	13.296m	"
34線	33線の終点から	73° 40′ 1″ 832	7.069m	"
35線	34線の終点から	56° 01′ 14″ 913	3.902m	"
36線	35線の終点から	37° 16′ 43″ 113	25.008m	"
37線	36線の終点から	32° 35′ 54″ 766	105.072m	"
38線	37線の終点から	302° 35′ 54″ 766	11.577m	"
39線	38線の終点から	32° 46′ 24″ 244	128.768m	"
40線	39線の終点から	122° 12′ 44″ 935	44.794m	"
41線	40線の終点から	209° 40′ 13″ 512	84.839m	"
42線	41線の終点から	216° 55′ 49″ 229	7.644m	"
43線	42線の終点から	212° 47′ 8″ 611	98.336m	"
44線	43線の終点から	212° 58′ 48″ 992	90.824m	"
45線	44線の終点から	166° 53′ 35″ 216	3.144m	"
46線	45線の終点から	101° 44′ 49″ 059	45.063m	"
47線	46線の終点から	33° 30′ 37″ 363	82.781m	"
48線	47線の終点から	122° 48′ 58″ 429	16.264m	"
49線	48線の終点から	213° 23′ 0″ 502	76.418m	"

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

〔七三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ林田

所在地 津山市林田一七二二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九一四

代表者の氏名 代表取締役 北島 常好

（変更後）名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九一四

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

4 変更年月日

令和二年二月二十一日

二 届出年月日

令和二年二月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

2

令和二年三月十日から同年七月十日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

〔七四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和二年二月二十五日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

〔七五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字小山東二五一一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央五丁目九一〇七ビ・ウエル総社中央一〇〇二号

木村 和明

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇四号

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

〔七六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三一六一二、三一七一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中帯江四一一一 県職員宿舎B一〇六

塩見 偉史

塩見 美穂

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇〇号

◎岡山県人事委員会規則第四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表警察の項中

隊長

を

監査官
隊長
所長

に改める。

別表第一ロの表警察の項中

隊長
所長

を

隊長

に改める。

附 則

この規則は、令和二年三月十二日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項中

課 長

を

課 長
会計監査官

に、

機動隊長

を

機動隊長
科学捜査研究所長

に、

理 事 官
科学捜査研究所長

を

理 事 官

に改める。

附 則

この規則は、令和二年三月十二日から施行する。

◎岡山県選管告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年三月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、五九六

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九七、四七二

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、九九一	高梁市	八、五八〇

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝津 山市・ 田 苦 郡 田 郡 郡	倉敷 市・都 窪 窪 郡 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、 七〇五	一五、 四二〇	一三、 七八三	一六、 九九〇	三六、 二四三	一三四、 三四一	四六、 四一四	二六、 四四九	四〇、 〇九五
	久 米 郡	浅 口市・ 浅 口 郡 郡	美 作市・ 英 田 郡 郡	真 庭市・ 真 庭 郡 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前市・ 和 気 郡 郡	新 見 市
	五、 四三七	一二、 八四三	八、 二三六	一三、 〇五二	一二、 一九六	一〇、 五一二	一三、 九一九	八、 三八二

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県公安委員会規則第二号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び総務統括官」を「総務統括官及び会計監査官」に改め、同条第四項中「、参事官」の下に「、会計監査官」を加える。

第六条第三項中「第一項第九号」を「第一項第八号から第十号まで」に改める。

第十五条第一項に次の五号を加える。

十 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

十一 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

十四 生活安全部が所管する法令違反の捜査に関すること。

第十五条第三項中「第九号」の下に「から第十三号まで」を加える。

第二十三条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第三項中「第七号」を「第六号」に改める。

第二十七条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通訳センターの運営に関すること。

第四十条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号中「（地域課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に関すること。

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

四 特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。

附 則

この規則は、令和2年3月23日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同月十二日から施行する。